

# 村民税 特別徴収税額の納期の特例について

給与等の支払を受ける者（御杖村在住を問わず）の人数が常時10人未満である村民税及び県民税の特別徴収義務者は、申請書を提出することにより給与等の支払いの際、徴収した村民税及び県民税特別徴収税額を、次に掲げる期日までに納入することができます。

常時10人未満とは常に10に満たないということで、多忙な時期などにおいては臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。

6月分から11月分

.....

11月分（翌月12月10日納期限分）の納入書で6か月分の合計額を納入してください。

12月分から翌年5月分

.....

翌年5月分（翌月6月10日納期限分）の納入書で6か月分の合計額を納入してください。

（注） 1 納期の特例に係る申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されないことがあります。

また、承認を受けても滞納したり納入遅延があると、この特例を取り消すことがあります。

2 納期の特例の承認後、給与の支払いを受ける者の人数が条件の限度を超えた場合は、郵便または電話にて住民生活課税務徴収グループ【0745-95-2001（内線62）】までご連絡ください。

3 納期の特例が承認された場合でも、退職等の異動があったときは「村民税及び県民税の特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をその事由が生じた日の翌月の10日までに必ず提出してください。